規　則

○国家公安委員会規則第二号

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十七年内閣府令第五号）の施行に伴い、運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年一月二十三日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第三十八条の四の四第一項第二号」を「第三十八条の四の六第一項第二号」に改める。

附　則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

告　示

○財務省告示第二十八号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年十二月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年一月二十三日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十回	二億円	百円七十四銭
〃	〃	四十三億円	百円七十五銭
〃	第十一回	四十億円	百円六十五銭
〃	〃	二十四億円	百円六十九銭
〃	〃	五億円	百円七十銭
〃	〃	二十五億円	百円七十五銭
〃	第十二回	五十億円	百円七十銭
〃	〃	六十億円	百円七十二銭
〃	第十八回	五億円	百円四十銭
〃	〃	五億円	百円四十五銭
〃	〃	五億円	百円四十五銭
〃	第二十回	一億円	百一円二十五銭
〃	第二十二回	十四億円	百二円五十銭
〃	第二十三回	三十億円	百二円二十銭
〃	〃	二十億円	百二円二十三銭
〃	〃	十五億円	百二円二十五銭
〃	〃	二億円	百二円三十銭
〃	第二十四回	二十億円	百二円五十五銭
〃	〃	二十億円	百二円五十八銭
〃	〃	十億円	百二円六十銭
〃	〃	一億円	百二円六十五銭
〃	第二十八回	三十九億円	百円十銭
〃	〃	七十六億円	百円二十二銭
〃	第二十九回	三億円	百円
〃	〃	二億円	百円五銭
〃	第三十一回	十二億円	九十九円八十九銭
〃	〃	二百三十九億円	百円十七銭
〃	〃	十億円	九十九円九十銭
〃	〃	十億円	九十九円九十四銭
〃	〃	二億円	九十九円九十七銭
〃	第三十三回	三十億円	九十九円八十五銭
〃	第三十四回	四十億円	九十九円八十銭
〃	〃	五億円	九十九円八十八銭
〃	〃	五億円	九十九円九十銭
〃	第三十五回	三十億円	九十九円八十五銭
〃	〃	五十億円	九十九円九十銭
〃	第三十六回	二億円	百円七銭
〃	第三十七回	一億円	百円八十四銭
〃	第三十九回	十億円	百四円十四銭
〃	〃	五億円	百四円十八銭